平成２６年（フ）第２７２４号
大阪市浪速区桜川１丁目１番28号
破産者　株式会社ネクサス
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６１号
大阪市西区九条３丁目28番５号
破産者　大誠電業株式会社
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６２号
大阪市西区九条３丁目28番５号
破産者　有限会社誠電社
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４９号
大阪市北区芝田２丁目８番10号　光栄ビル２Ｄ
破産者　株式会社エコリビング
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５０号
大阪市天王寺区石ケ辻町18番11号　エーアイエムビル
破産者　株式会社ステップ
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８４号
大阪市旭区今市２丁目22番16号
破産者　アートハウス株式会社
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３５号
大阪市中央区船越町１丁目１－１－501
破産者　株式会社ル・モンド
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４２号
大阪市淀川区宮原５－４－18　シャトー新大阪604号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区東三国４丁目１番８号３Ｃ
破産者　株式会社ＨＡＰＰＹ　ＲＵＳＨ
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６４号
大阪市西淀川区百島１丁目２番７号
破産者　岩見総業株式会社
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県南あわじ市津井1358番地１
破産者　亡葭政夫相続財産
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第４６号
岡山県真庭市下湯原238番４
破産者　有限会社湯原オートサービス
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２３０号
徳島市津田本町２丁目３番57号
破産者　有限会社二葉スーパーマーケツト
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
青森市大字四ツ石字下川原25番地９
破産者　有限会社あさひ警備保障
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
群馬県伊勢崎市宮子町3423番地15　ベイシア西部モール店１階
破産者　有限会社アール・エス群馬
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５２９９号
東京都八王子市片倉町359番地４
破産者　株式会社建築舎
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７２３号
東京都昭島市松原町５－23－５－301号、開始決定時の住所東京都八王子市横山町９－14－801
破産者　齋藤　敏晴
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２００８号
東京都練馬区桜台３丁目20－10－402
破産者　清水　　裕
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４２４号
東京都渋谷区代々木２丁目５番１号　羽田ビル
破産者　都市空間設計株式会社
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０１号
東京都昭島市緑町１丁目17番19号
破産者　田中　民和
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３７号
東京都府中市白糸台１丁目１番地の１ワン・ラブ401
破産者　氣賀澤正義
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８５８号
横浜市緑区十日市場町854番地15
破産者　有限会社ウエダ
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２号
福井県敦賀市松島町２丁目１番29―11号
破産者　有限会社ホクボウ
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部